

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 30 年 3 月 6 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 職員の勤勉手当の支給率の引上げを行うため、条例の一部を改正するものである。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例（昭和32年10月国立市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項の表中「100分の90」を「100分の95」に、「100分の110」を「100分の115」に、「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の90」を「100分の95」に、「100分の110」を「100分の115」に、「100分の120」を「100分の125」に、「100分の42.5」を「100分の45」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(平成29年12月期の勤勉手当に関する特例措置)

- 2 平成29年12月1日を基準日として支給する勤勉手当に限り、新条例第16条の規定の適用については、同条第2項中「100分の95」とあるのは「100分の100」と、「100分の115」とあるのは「100分の120」と、「100分の125」とあるのは「100分の130」とし、同条第3項中「100分の95」とあるのは「100分の100」と、「100分の115」とあるのは「100分の120」と、「100分の125」とあるのは「100分の130」と、「100分の45」とあるのは「100分の47.5」とする。

(給与の内払)

- 3 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて平成29年12月に支払われた勤勉手当は、新条例の規定による勤勉手当の内払とみなす。